

広島県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年六月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西川歯科医院	呉市広中新開二丁目五番七号	平成二十四年二月三十一日
宮川レディースクリニック	呉市中央三丁目一 番一六号パーク アベニュービル三F	平成二十五年三月三十一日
有限会社呉駅前薬局	呉市西中央一丁目六番一 号三〇一	平成二十五年三月三十一日
永沢耳鼻咽喉科医院	三原市本町一丁目八番三二号	平成二十五年二月一日
今村眼科	三原市港町一丁目三番一五号	平成二十五年三月三十一日
宮地薬局	尾道市因島三庄町一六二二番地八	平成二十五年一月六日
絵の町薬局	尾道市久保二丁目一番五号	平成二十五年三月三十一日
尾関歯科医院	三次市十日市東四丁目一三番五号	平成二十四年三月三〇日
折田クリニック	三次市江田川之内町一三六三番地一	平成二十四年二月一六日
医院歯の健康ドクター	東広島市高屋町高屋東二三八五番地三	平成二十四年一月三〇日
アイワ薬局廿日市平良	廿日市市上平良三五八番地一	平成二十五年一月三十一日
佐々木歯科医院	安芸高田市高宮町佐々部一〇二五番地	平成二十五年三月三十一日
河内医院	安芸郡府中町海田町明神町五番五号	平成二十五年三月三十一日